

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知<後期監査報告書(令和8年3月17日)>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】

【C：実施しない】

基準日までに「処理」を実施したもの、又は実施することを決定したもの

基準日までに何らかの理由により「処理」を実施しないこと(又は実施できないこと)を決定したもの

41件

1件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】

基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は実施することを決定したもの

42件

○部局監査

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
1	こども・若者部	保育課	【重点】委託業務	健康診断(尿検査)業務委託	【指摘】委託契約事務の手引において、複数単価契約の場合は予定価格調書により予定価格を決定することとされているが、予定価格調書が添付されていなかった。	2頁	1	A：実施済又は決定済	事後であるが、全庁ルールに基づき、予定価格調書を作成し、令和7年12月9日に添付した。	A：実施済又は決定済	令和7年12月9日以降の委託契約決裁時にチェックリストの添付を必須とし、「予算執行」から「契約締結」まで、起案者・検討者・決定者及び人事異動後の担当者がチェックすることとした。 課内担当フォルダ内に「★★必ず確認！！監査指摘事項(契約事務等)★★」を作成。この<R7 後期部局監査/AQ03保育課>措置等状況通知を入れておき、必ず事務を遂行する前に確認する。	令和8年3月31日
2	市長公室	東京事務所	【重点】委託業務	豊田市東京事務所清掃業務委託	【指摘】豊田市契約規則第2条及び第55条において、検査は任命された検査員が行うこととされているが、検査員が任命されていなかった。	2頁	2	A：実施済又は決定済	令和7年11月28日に、副室長決定を行った。	A：実施済又は決定済	①資料を秘書課宛てに送付する前に、資料の作成者及び書類を送付する職員(会計年度任用職員)の2名で秘書課への依頼漏れがないかを確認する。 ②室長・副室長決定用のファイルを作成(透明のクリアファイルにテプラ等で「副室長決定」、「室長決定」のシールを作成し、貼る)し、そのファイルに入れて書類を送付することで、万が一依頼が漏れたとしても秘書課の職員で気付けるような工夫を行う。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
3	企画政策部	未来都市推進課	【重点】委託業務	豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所事業性評価調査・公募資料作成業務委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、見積書記載内容に誤りがある場合、軽微なものは提出者に確認の上補正し、金額等の重要な誤りがある場合は再提出を依頼することとされている。記載内容が誤っていたが、必要な手続が取られていなかった。	2 頁	3	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月9日に正しい見積書として再提出を求め受理した。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月1日から、見積書取得の際に内容に不備がないか確認をし、不備があれば対応する旨を課内周知した。他の案件においても同様に見積書に不備がないか確認をすることとした。	令和 8年 3月 31日
4	市民部	市民課	【重点】委託業務	住民基本台帳ネットワークシステム標準化切替委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書に金額を記載しない積算書を添付することとされているが、添付されていなかった。	3 頁	4	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月23日に契約書に金額を記載しない積算書を添付した。	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月20日から契約締結決定書決裁時は契約書原本（金抜積算書等契約書一式）も添付し、担当者及び担当長で委託契約チェックリスト及び手引を確認することとした。	令和 8年 3月 31日
5	都市整備部	建築相談課	【重点】委託業務	特定建築物等定期報告受付等業務委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書に金額を記載しない積算書を添付することとされているが、添付されていなかった。	3 頁	5	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月11日に協議を交わし、金抜積算書を添付した。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月1日から、契約書を作成して押印する前に担当者と担当長の2者で正しく書類が閉じられているかについて確認する体制とした。	令和 8年 3月 31日
6	こども・若者部	こども相談課	【重点】委託業務	救急医療・育児相談コールセンター運営業務委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書に金額を記載しない積算書を添付することとされているが、作成された契約書のうち、市が保有する契約書に金額が記載された積算書が添付されていた。	3 頁	6	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月29日に、委託事業者に連絡し、金抜積算書が契約書に正しく添付されていることを確認した。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月5日に、送付の前に担当長が目視で書類を点検することをルール化し、所属内で周知・徹底した。	令和 8年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
7	都市整備部	都市計画課	【重点】委託業務	豊田市都市計画地図情報システム保守業務委託	【指摘】 委託業務仕様書において、令和5年4月1日から豊田市個人情報保護法施行条例が施行されているにもかかわらず、既に廃止された豊田市個人情報保護条例を遵守することと記載されていた。	3 頁	7	A：実施済又は決定済	令和7年12月5日付けで覚書を締結し、本業務に関し、個人情報の保護に関する法律が適用されるよう対処した。	A：実施済又は決定済	法令改正に伴い、本仕様書に改めて規定する必要がないため、令和8年度の発注仕様書から当該条文を削除した。	令和8年3月31日
8	市長公室	広報課	【重点】委託業務	広報とよた配送業務委託	【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記第10条第6号において、個人情報等の複製又は複写をするときは、個人情報・重要情報複製（複写）承認申請書を提出することとされているが、提出されていなかった。	3 頁	8	A：実施済又は決定済	令和7年11月12日に「様式4 個人情報・重要情報複製（複写）承認申請書」の提出を受けた。	A：実施済又は決定済	令和7年12月8日に、「様式3 重要機密情報等預かり証」受理時に担当者が、事業者に対して複製又は複写の可否を聞き取ることを決定した。 なお、複製又は複写が不要な場合は、「様式3 重要機密情報等預かり証」の收受受付票にその旨を記載するとともに、回覧ルート全員で記載内容の妥当性を確認する。	令和8年3月31日
9	企画政策部	未来都市推進課	【重点】委託業務	豊田市SDGs認証制度申請書審査業務委託	【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記第10条第6号において、個人情報等の複製又は複写をするときは、個人情報・重要情報複製（複写）承認申請書を提出することとされているが、提出されていなかった。	3 頁	9	A：実施済又は決定済	受託者に対し、当該情報が複製されたことを改めて確認し、令和7年12月9日に個人情報・重要情報複製（複写）承認申請書を受理した。 また、同委託業務内で当該事案と同様の案件が令和8年1月7日に発生した際には、様式3号の提出に合わせて様式第4号の提出を求め、受理した。	A：実施済又は決定済	業務担当者は、法務課が作成する「遵守項目チェックシート」を使用し、業務開始前に個別の業務において遵守すべき具体的な事項を確認するとともに、決裁者が確認できる状態にする。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
10	企画政策部	未来都市推進課	【重点】委託業務	豊田市SDGs認証制度申請書審査業務委託	【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記第14条第2項及び第4項において、個人情報等（複製又は複写したものを含む。）を消去するときは、個人情報・重要情報消去（廃棄）承認申請書により事前に申請し、消去したときは、個人情報・重要情報消去（廃棄）報告書により報告しなければならないとされているが、いずれもされていないかった。	3 頁	10	A：実施済又は決定済	当該委託業務内の審査業務が終了したのち、遅滞なく、「個人情報・重要情報消去（廃棄）承認申請書」を受理した（令和8年3月27日）。同申請の承認後、受託者より「個人情報・重要情報消去（廃棄）報告書」を同年3月30日に受理した。	A：実施済又は決定済	業務担当者は、法務課が作成する「遵守項目チェックシート」を使用し、業務開始前に必要な書類を確認する。また、作成した「遵守項目チェックシート」を使用し、業務途中、業務完了時に必要な書類を随時確認する。	令和8年3月31日
11	こども・若者部	保育課	【重点】委託業務	健康診断（尿検査）業務委託	【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記において、個人情報の受渡しがあるにもかかわらず、個人情報等の受渡しに係る条項及び返却等に係る条項が記載されていないかった。	4 頁	11	C：実施しない	契約期間中であれば、覚書で補完は可能であるが、契約期間が令和7年9月30日で終了しているため補完はできないことを、令和7年12月9日に契約課に確認。補完できないため、課において、特記を補完しないこととした。 なお、次年度以降に過去の書類を参考にした際に同様のミスを繰り返さないよう、今回の指摘内容をコピーして、契約書類と一緒に保管。	A：実施済又は決定済	令和7年12月9日以降の委託契約について、適正なものを選択し、契約書に添付できるよう、（新）「情報システム判断シート」を必ず添付・活用し、決裁時にも確認することとした。 課内担当フォルダ内に「★★必ず確認！！監査指摘事項（契約事務等）★★」を作成。この＜R7 後期部局監査/AQ03保育課＞措置等状況通知を入れておき、必ず事務を遂行する前に確認する。	令和8年3月31日
12	市民部	資産税課	【重点】委託業務	新增築家屋等把握調査委託	【指摘】 個人情報を取り扱う事務の委託基準において、契約書に個人情報の取扱いに関する特記を添付することとされているが、個人情報を取り扱うにもかかわらず、添付されていないかった。	4 頁	12	A：実施済又は決定済	受託業者に対して、現地調査で確認した建築中家屋の情報を住宅地図に追記し一覧を作成する作業が、個人情報の取扱いに該当することを改めて説明し、理解を得た。その上で、適切な管理を確保するため、個人情報の取扱いに関する覚書を双方で取り交わした。	A：実施済又は決定済	本件に関する個人情報の取扱いについて、課内全体の理解を深めるため、個人情報保護委員会のホームページなどを活用しながら、個人情報についての知識向上を行った。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
13	市民部	市民課	【重点】委託業務	豊田市個人番号カード交付関連業務委託(その3)	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第1項において、作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	4 頁	13	A：実施済又は決定済	令和7年10月29日に既に提出を受けた作業責任者等報告書に作業従事者を追記させた。	A：実施済又は決定済	添付漏れ防止のため、令和7年10月27日から作業責任者等報告書受付時は担当者、担当長で必要事項の記載を豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記に基づいて確認することとした。	令和8年3月31日
14	市民部	市民課	【重点】委託業務	標準準拠システム連携用アプリケーション開発委託ほか3件	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	4 頁	14	A：実施済又は決定済	令和7年10月17日に作業責任者等報告書再提出により作業場所の報告を受けた(ほか3件は10月21日、10月29日に報告を受けた。)	A：実施済又は決定済	記載漏れ防止のため、令和7年10月20日から作業責任者等報告書受付時は担当者及び担当長で必要事項の記載を豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記に基づいて確認することとした。	令和8年3月31日
15	環境部	清掃業務課	【重点】委託業務	し尿運搬業務委託(稲武地区)	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	4 頁	15	A：実施済又は決定済	令和7年11月7日、事業者に作業責任者等報告書の作業場所欄を記載、報告させた。	A：実施済又は決定済	委託契約のチェックシートに加え、課内で追加の注意喚起項目をまとめた表を作成し、添付するよう令和7年11月7日、課内で情報共有した。	令和8年3月31日
16	都市整備部	都市計画課	【重点】委託業務	貝津第2、第2-2地区地籍調査認証登記事務委託その2	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第1項及び第4条第1項において、作業責任者、作業従事者及び作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	4 頁	16	A：実施済又は決定済	情報漏えいがないことを確認するとともに、令和7年11月5日付けで作業責任者等を書面により報告させた。	A：実施済又は決定済	委託提出物チェック表に追記し、この案件だけでなく全ての案件において、確認をするように変更した。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
17	環境部	環境政策課	【重点】委託業務	豊田市環境学習施設「ecoot(エコット)」事業委託	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第14条第2項において、再委託する必要がある場合は、再委託先で取り扱う情報等を書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	5 頁	17	A：実施済又は決定済	令和7年12月2日付けで様式6「再委託に関する報告書」を受理した。	A：実施済又は決定済	令和7年12月2日に委託先に対して個人情報保護に関する手続を周知するとともに、課内でも委託業務における個人情報保護に関する手続について、改めて周知を図り、理解を深めた。	令和8年3月31日
18	環境部	廃棄物対策課	【重点】委託業務	不法投棄等に係る航空写真解析業務委託	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記において、市が管理する情報システムを使用する業務であるにもかかわらず、作業記録の提出に係る条項が記載されていなかった。	5 頁	18	A：実施済又は決定済	作業記録については各作業ごとに提出済み。特記作成ツールの記載がない部分について、令和7年11月9日に契約者との覚書の締結を決定した。	A：実施済又は決定済	来年度以降の特記作成ツールが業務内容に応じて条文を選択する方式から変更され、特記の定型化がされるため選択ミスリスクは低減されるが、今後については、情報セキュリティの用語の意義を各担当者及び委託業者で再確認の実施。また、委託の決裁に際し、令和7年11月4日付の特記改正通知を添付のうえ、適切な事務処理を行うよう、課内職員へ令和7年11月9日に周知した。	令和8年3月31日
19	市民部	国保年金課	【重点】委託業務	番号発券機システム保守業務委託	【指摘】 豊田市情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	5 頁	19	A：実施済又は決定済	令和7年10月16日に、作業場所が記載された作業責任者等報告書を受領した。	A：実施済又は決定済	令和7年10月16日から、作業責任者等報告書の受付時に、担当者及び担当長により、必要事項の記載を、豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記に基づいて確認することとした。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
20	市民部	市民税課	【重点】 委託業務	市・県民 税額計算 及び申告 書作成シ ステムの 運用保守 業務委託	【指摘】 豊田市情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	5 頁	20	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月22日に、作業 責任者等報告書の再提出により、 作業場所の報告を受けた。	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月22日から、作業 責任者等報告書の受付時に、担当者 及び担当長により、必要事項の記載 を、豊田市個人情報の取扱い及び情 報セキュリティに関する特記に基づ いて確認することとした。	令和 8年 3月 31日
21	市長公室	広報課	【重点】 委託業務	広報とよ た配送業 務委託	【指摘】 豊田市情報セキュリティ基本要 綱第52条の規定に基づき定めら れた外部委託等におけるセキュリ ティ管理基準において、市が所管 する個人情報等のデータを加工 し、又は処理する業務を外部に委 託する場合は、契約書に情報セ キュリティに関する特記を添付す ることとされているが、添付され ていなかった。	5 頁	21	A：実施 済又は決 定済	令和7年11月12日に、令和 7年4月1日の遡及効を付した 「情報セキュリティに関する覚 書」を締結した。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月8日に、令和8年 度の仕様書には個人情報の受渡し手 段を明記することを決定した。ま た、業務委託等に係る案件発注決定 書の作成時に担当者が、「外部委託 等におけるセキュリティ管理基準」 及び「情報システム判断シート」を 出力し、情報セキュリティに関する 特記の要否の判断をするとともに、 決裁ルート全員で特記の要否の確認 を行うことを決定した。	令和 8年 3月 31日
22	企画政策部	未来都市推進課	【重点】 委託業務	豊田市S DGs認 証制度申 請書審査 業務委託	【指摘】 豊田市情報セキュリティ基本要 綱第52条の規定に基づき定めら れた外部委託等におけるセキュリ ティ管理基準において、市が所管 する個人情報等のデータを加工 し、又は処理する業務を外部に委 託する場合は、契約書に情報セ キュリティに関する特記を添付す ることとされているが、添付され ていなかった。	5 頁	22	A：実施 済又は決 定済	令和8年1月7日に豊田市情報 セキュリティに関する覚書を締結 した。	A：実施 済又は決 定済	委託業務内でデータの作成及び加 工を受託者に依頼する案件には、特 記を添付する旨の課内研修を令和8 年3月16日に実施した。	令和 8年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
23	子ども・若者部	保育課	【重点】委託業務	健康診断(尿検査)業務委託ほか1件	【指摘】 豊田市情報セキュリティ基本要綱第52条の規定に基づき定められた外部委託等におけるセキュリティ管理基準において、市が所管する個人情報等のデータを加工し、又は処理する業務を外部に委託する場合は、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。	5 頁	23	A：実施済又は決定済	豊田市立こども園職員腸内細菌検査(検便)業務委託については、令和7年11月28日に情報セキュリティに関する覚書を締結した。	A：実施済又は決定済	検便契約フォルダに「★契約作成時に必ず確認」というフォルダを目立つように作成し、作成前に最新の情報かどうか確認するようにした。また、チェックシート等も添付するものがわかるようにし、担当者及び担当長等でチェックできるようにした。	令和8年3月31日
24	都市整備部	建築相談課	【重点】委託業務	豊田市木造住宅耐震診断業務委託ほか1件	【指摘】 豊田市情報セキュリティ基本要綱第52条の規定に基づき定められた外部委託等におけるセキュリティ管理基準において、市が所管する個人情報等のデータを加工し、又は処理する業務を外部に委託する場合は、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。	5 頁	24	A：実施済又は決定済	令和7年11月27日に、情報セキュリティに関する特記の覚書を締結した。	A：実施済又は決定済	令和7年12月1日から、委託発注時に使用する「都市整備部委託業務チェックリスト」に、情報システム課情報DB「外部委託等における情報セキュリティ基準(特記)」にある「情報システム判断シート」を確認する項目を追記し、担当者と担当長の2者で該当の有無を改めて確認することとした。	令和8年3月31日
25	市民部	債権管理課	【重点】委託業務	督促状・催告書等印刷封入封緘業務委託	【指摘】 委託業務再委託承認申請書において、再委託する業務内容が委託業務仕様書に定める再委託を禁止する主たる部分であるにもかかわらず、再委託を承認していた。	6 頁	25	A：実施済又は決定済	現行契約を解約し、改めて一般競争入札により事業者を選定して契約を締結する方針を、令和8年2月20日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和7年12月8日に、次年度契約案件から以下のとおり実施し再発防止に努めるよう方針決定した。 ・事業者から参考見積をいただく時点で、事業者からの聞き取りを行い、仕様書の内容に問題ないか確認する。 ・契約業者が決定した時点で、再委託案件があるか事業者を確認。ある場合は、主たる業務内容に影響がないかを確認した上で、承認申請書の提出を依頼する。 ・再委託承認申請が提出された際、許可決定の決裁に仕様書を添付し、起案責任者・検討者・決定者が仕様書の主たる業務を確認する。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
26	こども 若者部	こども 相談課	【重点】 委託業務	救急医療・育児 相談コールセン ター運営 業務委託	【指摘】 委託契約書に添付されている特 記事項において、支払限度額が定め られているにもかかわらず、支出 負担行為が支払限度額を超えた 額で決議されていた。	6 頁	26	A：実施 済又は決 定済	令和7年11月4日に、誤った 支出負担行為伝票を削除し、正しい 金額での支出負担行為を決議した。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月5日に、こども相 談課が支払予定額を算出しているエク セルシートに「支払限度額（契約 書特記事項から転記）」セルを新しく 設け、支払予定額と支払限度額を 照合する仕組みを作った。	令和 8年 3月 31日
27	市民部	市民課	【重点】 委託業務	豊田市個人 番号 カード交 付関連業 務委託 (その 1) ほか3件	【指摘】 委託業務仕様書において、毎月 20日までに翌月のシフトを市に 報告することとされているが、報 告された証跡が見受けられなかつ た。	6 頁	27	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月30日にシフト の報告を受けた（ほか3件は10 月21日、10月30日に報告を 受けた。）。	A：実施 済又は決 定済	シフトの報告漏れ防止のため、担 当者と担当長の二人で、毎月20日 までにシフト表を内容確認すること を例月業務とした。また、令和7年 10月21日から事業者が提出し易 いように、新たにシフト表を電子 ファイルで提出できるようにした。	令和 8年 3月 31日
28	市民部	市民課	【重点】 委託業務	マイナン バーカー ド関連 コールセ ンター業 務委託 (その 1) ほか1件	【指摘】 委託業務仕様書において、受託 者は月次報告書を作成し月末から 15営業日以内に提出することと されているが、提出されていな かった。	6 頁	28	A：実施 済又は決 定済	令和7年11月12日に事業者 から月次報告書を提出させた（ほ か1件も11月12日に報告を受 けた。）。	A：実施 済又は決 定済	前項目と同じく、月次の報告漏れ 防止のため、担当者と担当長の二人 で、毎月20日頃までに月次報告書 の内容を確認することを例月業務と した。また、令和7年11月12 日から事業者が提出し易いように、 新たに月次報告書を電子ファイルで 提出できるようにした。	令和 8年 3月 31日
29	企画 政策部	未来都 市推進課	【重点】 委託業務	SIBを 活用した 介護予防 事業に関 する企画 運営業務 委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、 変更協議書には契約相手側の業務 担当責任者が自署することとされ ているが、業務担当責任者ではな い者が署名していた。	6 頁	29	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月9日に変更協議 書を契約相手方の署名捺印の記入 されたものを受領し、差し替え た。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月1日に変更契約に おいて、変更協議書の業務担当責任 者の欄に記載されている名前が業務 担当責任者であるか確認をする必要 がある旨、課内で周知した。課内委 託業務の再点検を行い、同様の事例 があるか確認した。	令和 8年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
30	企画政策部	未来都市推進課	【重点】委託業務	SIBを活用した介護予防事業に関する企画運営業務委託	【指摘】 その他業務委託変更事務取扱要領別表において、増額の累計額が当初契約金額に対して20%を超え、設計金額が3,000万円を超える場合には変更協議書の決定者は部長と定められているが、課長が決定していた。 また、増額の累計額が当初契約金額に対して20%を超える場合には、変更協議書に財政課の合議が必要であるが、合議がされていなかった。	7 頁	30	A：実施済又は決定済	令和7年12月9日に変更協議における、変更協議書の財政課の合議を実施し、部長決定をとった。	A：実施済又は決定済	令和7年12月1日に変更契約における、変更協議書の職務権限規程を確認し、課内で周知した。課内委託業務の再点検を行い、同様の事例があるか確認した。	令和8年3月31日
31	こども・若者部	こども・若者政策課	【重点】委託業務	豊田市青少年センターの管理運営等に関する指定管理業務	【指摘】 地方自治法施行規則第12条の2の12において、指定納付受託者及び指定公金事務取扱者を指定する場合は、申出に基づき通知することとされている。指定納付受託者及び指定公金事務取扱者について別途申出書が提出され、通知しているにもかかわらず、重複して指定納付受託者の申出書を受け取り、指定公金事務取扱者の通知を行っていた。	7 頁	31	A：実施済又は決定済	重複して行われた事務に関する通知については、令和7年12月26日までに、指定管理者に破棄を依頼することを令和7年12月1日に決定した。 当該通知は、指定管理者により令和7年12月26日までに破棄された。	A：実施済又は決定済	令和7年11月17日及び18日に、指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の制度・手続について、課内研修を実施した。また、令和7年12月1日に産業振興課と協議し、今後の当該手続は産業振興課が行うこと、決定をとる際にこども・若者政策課を合議設定することとし、この内容を両課の事務マニュアルに落とし込むことを確認した。	令和8年3月31日
32	企画政策部	資産経営課	【重点】委託業務	豊田市都心地区公共施設利活用方針検討業務委託	【指摘】 健康保険法第194条の2第2項において、保険者番号及び被保険者等記号・番号は、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めてはならないものとされている。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施す必要があるが、保険者番号にマスキングが行われていなかった。	7 頁	32	A：実施済又は決定済	提出された書類の保険者番号にマスキングを施した(令和7年11月17日実施済み)。	A：実施済又は決定済	「委託業務の契約事務書類チェックリスト」及び「プロポーザル実施要領」のひな型を課内用に作成し、保険者番号等のマスキングを確認する旨を記載した(令和7年12月10日実施済み)。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
33	こども・若者部	おやこ応援課	収入事務	土地建物貸付収入	【指摘】 豊田市予算決算会計規則第35条第1項において、歳入を徴収しようとするときは調定手続をしなければならないとされているが、調定手続が行われていなかった。	7 頁	33	A：実施済又は決定済	令和7年10月20日に調定手続を実施した。	A：実施済又は決定済	所属カレンダーの4月1日に事務手続を実施する旨を明記した。また、引継書にも記載した。	令和8年3月31日
34	企画政策部	未来都市推進課	収入事務	次世代モビリティ貸付収入	【指摘】 豊田市予算決算会計規則第35条第2項において、歳入を調定したときは、直ちに調定年月日、調定額その他必要な事項を調定伝票によって起票し、会計管理者へ通知しなければならないとされているが、通知されていなかった。	8 頁	34	A：実施済又は決定済	令和7年10月20日時点で起票を完了した。	A：実施済又は決定済	翌月10日頃に前月の歳入額が確定するため、毎月決まった日に調定伝票を起票することを、令和7年12月8日に決定し、体制についても、職員二人で対応するようにした。	令和8年3月31日
35	企画政策部	未来都市推進課	収入事務	次世代モビリティ貸付収入	【意見】 キャッシュレス取引に係る当該収入において、事業者への手数料分が差し引かれて納入されている。市は差し引かれた手数料分について、速やかに振替伝票を起票し財務処理を完了すべきところ、起票が大幅に遅れていた。 収支に係る財務処理であり、速やかに振替伝票を起票し処理されたい。	8 頁	35	A：実施済又は決定済	令和7年10月20日時点で起票を完了した。	A：実施済又は決定済	翌月10日頃に前月の歳入額が確定するため、毎月決まった日に調定伝票を起票することを、令和7年12月8日に決定し、体制についても、職員二人で対応するようにした。	令和8年3月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
36	都市整備部	都市計画課	補助金等交付事務	豊田市U 1Jター ン就業・ 起業者定 住応援補 助金	【指摘】 健康保険法第194条の2第2 項において、保険者番号及び被保 険者等記号・番号は、健康保険事 業又はこれに関連する事務の遂行 等の目的以外で告知を求めてはな らないものとされているにもかか わらず、要綱上必要とされていな い健康保険被保険者証の写しを受 理していた。	8 頁	36	A：実施 済又は決 定済	本人に確認の上、令和7年12 月5日に破棄した。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月1日に、提出書類 のチェックリストを改善した。	令和 8年 3月 31日
37	こども ・若者部	保育課	公有財 産の管 理	土地賃貸 借契約 (寿恵野 こども 園) ほか2件	【指摘】 普通財産の土地の電柱等の使用 において、土地賃貸借契約とすべ きところ、行政財産目的外使用許 可としていた。	8 頁	37	A：実施 済又は決 定済	令和8年2月28日付けで行政 財産目的外使用許可を廃止し、令 和8年3月1日に土地賃貸借契約 を締結した。	A：実施 済又は決 定済	チェックシートを設けても、人事 異動等の引継ぎ不足による失念が懸 念されるため、実際に作業を行う管 理フォルダの頭に「▼▼▼▼必ず確 認(民間移管園(行政財産⇒普通財 産)忘れていないか▼▼▼▼)」と視 認性を高めた注意フォルダを関係 フォルダすべてに作成。作業前に、 民間移管園を行政財産目的外使用と して処理していないか、起案担当者 等が気付くよう強調した。また、担 当者の引継ぎに詳細(今回の一件含 め)を含めることとした。	令和 8年 3月 31日
38	都市整備部	都市整備課	物品の 管理	防犯カメ ラネット ワークシ ステム賃 貸借	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情 報セキュリティに関する特記第3 条第1項において、作業責任者及 び作業従事者を定めて書面により 報告しなければならないとされて いるが、報告されていなかった。	8 頁	38	A：実施 済又は決 定済	令和7年11月4日に、受託業 者から「作業責任者等報告書」を 受領した。	A：実施 済又は決 定済	豊田市個人情報の取扱い及び情報 セキュリティに関する特記を添付す るだけでなく、仕様書にも提出書 類として「作業責任者等報告書」が 必要である旨を記載した仕様書を作 成し、次回以降の発注に使用できる 環境を整えた。	令和 8年 3月 31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
39	環境部	廃棄物対策課	物品の管理	金券類等の管理	【指摘】 切手等受払管理簿において、記録管理されていない収入印紙があった。	9 頁	39	A：実施 済又は決 定済	法務課、庶務課、財産管理課と協議のうえ、環境部内で収入印紙を取り扱っている環境政策課へ令和7年6月24日に移管した。	A：実施 済又は決 定済	収入印紙の発見事実と適正管理に関し、令和7年6月24日に課内職員へ周知を行った。当該収入印紙は過去に取り扱われたものであり、現在在籍している職員においては、切手や収入印紙等を入手した際には、必ず切手等受払管理簿へ記録しなければならないことは既に認識済みである。	令和 8年 3月 31日
40	都市整備部	市街地整備課	その他	仮換地証明等手数料ほか	【指摘】 手数料を徴収する事務のための釣銭用現金において、会計管理者から貸出しを受けたものではなく、個人の現金を使用していた。	9 頁	40	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月22日から、釣銭用現金を会計管理者から貸出しを受け、釣銭対応を実施した。これに伴い毎月初めに釣銭用保管現金確認報告書を作成して釣銭残高を適正に保管している。	A：実施 済又は決 定済	令和7年12月22日から、釣銭が生じた際の対応について課内共有し、必ず必要になる公印と同様の誰にでもわかりやすい場所に保管することし、施錠し厳重に保管することとした。	令和 8年 3月 31日
41	環境部	循環型社会推進課	その他	リユース家具売払収入	【意見】 指定公金事務取扱者が取り扱っている現金において、市へ納入する前の物品販売代金が市の事務室内金庫に一定期間保管されていた。 指定公金事務取扱者による速やかな納入を検討し、責任の所在を明確にした現金取扱い体制を整えられたい。	9 頁	41	A：実施 済又は決 定済	令和7年11月19日に、指定公金事務取扱者のみ現金を取り扱うこととした。	A：実施 済又は決 定済	令和7年11月19日以降、指定公金事務取扱者が、営業日ごとに事務所へ現金を持ち帰り、翌週の水曜日までに指定金融機関に納入することとした。	令和 8年 3月 31日
42	環境部	清掃業務課	その他	ごみ袋売払収入ほか	【意見】 窓口で取り扱っている現金において、現金管理簿等がなく入出金や現金残高の動きが不明確であった。 現金管理簿等に入出金の動きを記録し、日々の現金残高を確認できる体制を整えられたい。	9 頁	42	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月24日、現金出納簿を作成し、日々の残高を突合することとした。	A：実施 済又は決 定済	令和7年10月24日、現金出納簿を作成し、日々の残高を突合することとした。また、今後、現金管理について出納簿に記録し日々突合することを課内に周知徹底した。 また、出納簿の確認者欄を有効に活用することとした。	令和 8年 3月 31日